

国立国語研究所組織規程

	平成21年10月	1日
	国語研規程第1号	
改正	平成22年	9月22日
改正	平成24年	3月27日
改正	平成27年10月	1日
改正	平成28年	4月1日
改正	平成31年	4月1日
改正	令和3年	4月1日
改正	令和4年	4月1日
改正	令和5年	4月1日
改正	令和6年	4月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号。以下「機構規程」という。）に定めるもののほか、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(副所長)

第2条 機構規程第22条第1項の副所長は、研究教育・国際連携担当・危機管理及び所外連携・社会連携担当として各1名を置き、所長が指名する教授をもって充てる。

- 2 副所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の副所長の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 4 所長に事故があるときはあらかじめ所長が指名する副所長がその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行う。

(管理部)

第3条 機構規程第22条第2項第1号の管理部に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課及び室を置く。

- (1) 総務課
 - (2) 財務課
 - (3) 研究推進課
 - (4) 業務支援室
- 2 管理部及び課（室）に、それぞれ部長及び課長（室長）を置き、事務職員をもって充てる。
 - 3 部長は、部の事務を掌理する。
 - 4 課長（室長）は、課（室）の事務を掌理する。

(研究系)

第4条 機構規程第22条第2項第2号の研究系に、研究主幹を置き、所長が指名する研究教育職員をもって充てる。

- 2 研究主幹は、所長の命を受け、研究系の業務を掌理する。

- 3 研究主幹の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 欠員が生じた場合は速やかに補充するものとし、後任の研究主幹の任期は、前任者の残任期間とする。

(共同利用推進センター)

第5条 機構規程第22条第3項で定める共同利用推進センターに所長の命を受け同センターの業務を掌理するため、センター長を置き、所長が指名する教授をもって充てる。センター長の任期は以下のとおりとする。

(1) センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

(2) 欠員が生じた場合は速やかに補充するものとし、後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 共同利用推進センターに、所蔵する図書資料を日本語研究の共同利用に供するため、研究図書室を置く。
- 3 共同利用推進センターに、中央資料庫の管理・整理、終了プロジェクトで利用した資料の保存を行うため、研究資料室を置く。
- 4 共同利用推進センターに、構築済みの言語資源や既存のデジタルコンテンツの公開及び実験機器等の共同利用申請に対応するため、共同利用推進室を置く。
- 5 共同利用推進センターの運営方針を決定するため、共同利用推進センター運営委員会を設置する。

(言語資源開発センター)

第6条 機構規程第22条第4項で定める言語資源開発センターに所長の命を受け同センターの業務を掌理するため、センター長を置き、所長が指名する教授をもって充てる。センター長の任期は、前条第1項第1号及び第2号を準用する。

- 2 言語資源開発センターの運営方針を決定するため、言語資源開発センター運営委員会を設置する。

(所長室会議)

第7条 研究所に、研究所の業務運営に関して特に重要な事項を審議するため、所長室会議を置く。

(連絡調整会議)

第8条 研究所に、研究所の業務運営に関する重要事項を協議し、連絡調整するために、連絡調整会議を置く。

(外部評価委員会)

第9条 研究所に、研究所が自ら行う自己点検及び評価の検証を行うために、外部評価委員会を置く。

(監査室)

第10条 研究所に監査室を置く。

(広報室)

第11条 研究所に広報室を置く。

(国際連携室)

第12条 研究所に国際連携室を置く。

(情報基盤室)

第13条 研究所に情報基盤室を置く。

(IR推進室)

第14条 機構規程第22条第5項のIR推進室については、別に定める。

(特別補佐)

第15条 所長は研究主幹及びセンター長を特別に補佐する必要がある場合、研究系及びセンターに特別補佐を置くことができる。

2 特別補佐は、所長の指名する者をもって充てる。

3 特別補佐の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2 第2条第2項、第4条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が施行されてから最初の当該者の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 国立国語研究所学術推進・国際展開企画会議規程（国語研規程第52号）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

2 第2条第2項、第4条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず、平成27年10月1日に任命された副所長、研究系長及びセンター長の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立国語研究所の組織に関する特別規程（国語研規程第10号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。